

No. 35 1992. 4. 21

アイシーエム対メッツ事件の抗告審決定

—平成4年3月31日、東京高裁決定—

	頁
I. はじめに	1
II. 事実関係及び原審（東京地裁）の決定.....	1
III. 抗告審（東京高裁）の決定	2
IV. 若干のコメント	4

I. はじめに

SLN No.24で既にお伝えしたように、アイシーエム社外1社がメッツ社外1社に対してプログラムのファイルの著作権を主張して求めた差止の仮処分申請について、東京地方裁判所は平成3年2月27日、却下する決定を下した。本件はこの決定を不服としたアイシーエム社外1社が行った抗告に対する東京高等裁判所の決定である。

原審では「仮にIBFファイルが著作権法にいうプログラムであるとしても創作性を有しないものと認められる。」として申請を却下したが、抗告審ではIBFファイルは著作権法上のプログラムとは認定できないとして抗告を却下した。

II. 事実関係及び原審（東京地裁）の決定

株式会社アイシーエムと株式会社エージーソフトは、EOシステム（市販のアプリケーション・プログラム等のファイルをハードディスクへ自動的に組み込み、このファイルをメニュー形式で呼出したり、管理を行ったりするプログラム）の共同著作権者であり、アイシーエムは昭和63年11月からEOシステムをハードディスクに格納してユーザーへ販売してきた。

EOシステムは、中枢機能を果たすプログラムであるMENU・EXE ファイル等と、本件で問題となったIBFファイルから構成されている。IBFファイルは、市販のアプリケーション・プログラム等をハードディスクに組込むための指示や情報（あるアプリケーション・プログラムをハードディスクへ組込むときには、全てのファイルを組込む必要はない）を記述しているものである。その記述内容は、(1)ID行、(2)タイトル行、(3)デバイス行、(4)区切りマーク行1、(5)コマンド行、(6)区切りマーク行2、(7)組込メッセージ行、(8)組込手順行、(9)終了マーク行、から成る。

シティソフト株式会社は、ハードディスクへの自動組込、管理プログラムを作成し、その複製権を債務者である株式会社メッツに与えた。メッツは平成元年4月から、このプログラムをフロッピーディスクに格納して、「MET'S File driver」ないし「MET'S File driver2」の商品名で販売している。

この事件では、アプリケーション・プログラム等をハードディスクに自動的に組み込み、管理するユーティリティ・プログラムに関して、(1)債権者が無断複製されたと主張したファイルはプログラムなのか、データファイルに過ぎないのか、(2)当該ファイルに創作性があるか否か、などが争われた。コンピュータで使用される様々なファイルについて、データとプログラム（指令の組合せ）とに判然と分けられるのか、プログラムあるいはデータファイルとなる場合、各々の著作物性、創作性はどうかなど、興味深い論点を提供する事件であった。

原審は、(1)の当該ファイルがプログラムであるか否かについての明確な判断はせず（但し、否定的なニュアンスが感じられる）、「仮にIBFファイルが著作権法にいうプログラムであるとしても、以下に述べるとおり、IBFファイルは創作性を有しないものと認められる。」として、債権者の申請を却下した。

Ⅲ. 抗告審（東京高裁）の決定

IBFファイルはプログラムの著作物ではないと認定し、その余（例えば創作性）については判断せずに原決定（却下）を正当として抗告を却下した。

理由として以下のものをあげる。

- (1) 著作権法上、プログラムとは、電子計算機に対する指令の組合せであり、それにより電子計算機を作動させ一定の処理をさせるものでなければならない。そして、そのようなプログラムで創作性を有するものが、同法第10条第1項第9号の「プログラムの著作物」として、同法の保護を受けるものである。

したがって、電子ファイルとして記録媒体に電磁的に記録され、電子計算機がそれを読み取ることができるようなものであっても、右の機能を有しないものはプログラムとはならないものである。

- (2) 電子計算機によるプログラム処理にあたり、あるシステムにおけるプログラムを稼

働させ一定の処理をさせるためには、そのプログラムの他、それに処理情報を与えるデータが必要であるが、システムの効率上、データを本体プログラムとは別個のファイルに記録させることがよく行われる。その場合、該ファイルは、プログラムに読み取られその結果電子計算機によって処理されるものではあるが、電子計算機に対する指令の組合せを含むものではないので、著作権法上のプログラムではない。

データを記述するに当たり、プログラム自身が規定した一定の記号又は文字（以下「記号等」という。）が記述されていれば、プログラムがそれを読み取ってその記号等に意味付けられた処理を行うとしても、それは、プログラムがその記号等をデータとして読み取り所定の処理を行うものにすぎず、その記号等をもって電子計算機に対する指令であるということとはできない。

したがって、また、そのような記号等が付されたデータをもって、著作権法上のプログラムであるということとはできない。

- (3) I B Fファイルは、E Oシステムが各アプリケーションソフトをハードディスクに組み込み処理をするに当たり、MENU・EXEプログラムに読み込まれる組み込み情報（アプリケーションソフトの名称、デバイスドライバ情報等）を記載したものにすぎず、電子計算機に対する指令の組合せはなく、I B Fファイル自体がプログラムとして電子計算機を機能させてアプリケーションソフトを組み込むものではない。すなわち、I B Fファイルの記述内容は当該E Oシステムにデータとして読み込まれるもので、単なるデータファイルにすぎないというべきである。
- (4) I B Fファイルに使われている「COPY」は、MS-DOSの「COPY」コマンドと同一の文字であるが、これは、単にMENU・EXEプログラムが規定した文字であり、MENU・EXEプログラムによって読み取られる文字情報であって、電子計算機を作動させるコマンドではない。その他、「!」、「?」等の記号も同様であり、単にMENU・EXEプログラムが規定し、そのプログラム限りで意味を持たせた記号にすぎない。
- (5) 抗告人らは、I B Fファイルは、いくつかのルーチンを経由して最終的には機械語に変換されて電子計算機に指令を行うものであるとして、著作権法上のプログラムの要件である電子計算機に対する指令がある旨主張するが、前認定のところからすると、I B Fファイルは、MENU・EXEプログラムに読み込まれればその役割を終え、それが機械語に変換されるものでないことは明らかであり、抗告人らのこの主張は理由がない。
- (6) 抗告人らは、I B Fファイルは、E Oシステムにおいてのみ有効に機能するコマンドを設定してこれを組み合わせたものであるとして、そのプログラム性を主張する。
しかし、あるプログラムがデータを処理するにあたり記号等の内容によってプログラムの処理が異なるとしても、それはそのプログラム自身が決めていることであって、その記号等ないし組合せがコマンドとして機能しているのではなく、単にプログラ

ムが規定するところのデータの記述の仕方の問題にすぎない。原告人らがE Oシステムにおいてのみ有効に機能するコマンドというものも、単にMENU・EXE プログラムが規定したところに従って記述され、それに読み取られるべきデータたる記号等にすぎない。すなわち、記述された指令の組合せにより電子計算機を機能させて一の結果を得る記述表現がプログラムに該当するのであって、MO-DOSの起動コマンドや「DEVICE =」の設定記述や「COPY」コマンドの記述書式に類似しているI B Fファイルの記述内容は、E Oシステムに対する単なるデータにすぎず、電子計算機を機能させるものではないから、プログラム性を有しないものである。

したがって、原告人らの右主張も理由がない。

以上の理由により、I B Fファイルは著作権法上のプログラムではないとして、原告人ら（債権者ら）の抗告を却下した。

IV. 若干のコメント

I B Fファイルがプログラムの著作物でないとしても何らかの表現物であったり、情報の集合物であれば他の著作物になる可能性があるのだから、著作権法上のプログラムではないというだけの理由で却下するのは少し説明不足という感が否めない。原審のように創作性についても踏み込んで理由を述べるべきではなかったかと考えられる。

また、データとプログラムの関係が本決定のように明確に分けられるものかあるいは電子計算機に対する指令の意味を本決定のように狭くとらえるべきか、例えばソースコードとコンパイラーの関係などについて考えれば議論の余地があるのではないかと考えられる。